

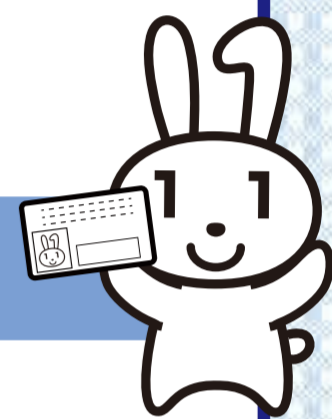
福岡市国保からのお知らせ

マイナ保険証の利用登録がある人は、 マイナ保険証で受診してください。

- 7月下旬頃に、保険資格の内容を記載した「資格情報のお知らせ」を送付します。
※ マイナ保険証が使えない場合等に、マイナ保険証と併せて窓口に表示することで、受診できますので、大切に保管してください。
- マイナ保険証の利用登録の有無やご自身の一部負担金割合、高額療養費区分を知りたい場合は、マイナポータルの健康保険証のページでご確認ください。
- 介護が必要な高齢者や障がいのある人などマイナ保険証での受診が困難な人は、マイナ保険証を持ったままでも、申請により「資格確認書」の交付を受けることができます。
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ3か月間経過後は、マイナ保険証を利用することができなくなります。電子証明書の有効期限の前に、「有効期限通知書」が送られてきますので、電子証明書の更新手続きを行ってください。

Q 医療費が高額になったときは？

- 医療機関の窓口で支払う医療費は、マイナ保険証で受診すると、申請手続きなく自己負担限度額までとなります。
※ 保険料に未納がある場合は、適用できないことがあります。
※ 長期入院となった場合の、食事・生活療養の減額手続きは、別途申請が必要です。



マイナ保険証を持っていない人は、 資格確認書で受診してください。

- 7月下旬頃に、「資格確認書」を送付します。
令和8年度は^{うすみどり}薄緑色です。
- 有効期限が切れた資格確認書では受診できませんので、ご注意ください。
- 70歳から74歳までの人には、一部負担金割合を記載した資格確認書を交付します。

| | |
|--------------------------------------|----------------------------------|
| 福岡県 国民健康保険 資格確認書 | 交付年月日 令和8年8月1日 有効期限 令和9年7月31日 |
| 記号番号 12345678 | (枝番) 01 |
| 氏名 国保太郎 | 性別 男 |
| 生年月日 昭和63年12月8日 適用開始年月日 令和7年12月1日 | |
| 世帯主氏名 国保太郎 住所 福岡市中央区天神1丁目8番1号 | |
| 保険者番号 405099 | 交付者名 福岡市 印 |
| 〇〇区役所保険年金課 092-000-0000 | |

Q 医療費が高額になったときは？

- 医療機関の窓口で限度額適用認定証を提示することで、自己負担限度額が適用されます。住所地の区役所(出張所)保険年金担当課へ限度額適用認定証の交付を申請してください。市ホームページからも申請できます。
※ 保険料に未納がある場合は、発行できないことがあります。

詳しくは、市ホームページで確認できます。

資格確認書や資格情報のお知らせについてはこちら⇒



医療費が高くなったとき(高額療養費支給制度等)についてはこちら⇒

